

社会福祉法人緑寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑寿会の定款第8条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償を支払うことができる。なお、同時に打併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会出席報酬等	5,000円	実費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会出席報酬等	5,000円	実費

3 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の銘を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の銘を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、又は評議員が、評議員会以外の日において理事長の銘を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合において、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	その他
実費	12,000円	5,000円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(附則)

この規程は、平成29年6月7日より適用する。